

礼文町教育推進計画

《令和5年度～令和9年度》



礼文町教育委員会

発刊のことば

礼文町教育委員会教育長 竹中俊一

本書「礼文町教育推進計画」は、令和5年度を初年度とした5ヵ年計画であり、「第6次礼文町まちづくり総合計画」を基本に、国や道の施策や計画を受けて策定された「礼文町学校教育推進計画」と「第4次礼文町社会教育推進計画」が包括された内容となっております。

学校教育では、『自立をめざし信頼される学校づくり』、また社会教育では『学校・家庭・地域の連携により、絆あふれる「れぶん」をつくる』を今後5ヵ年のそれぞれの分野における新たな基本目標として策定されたところであります。

いずれも、同じく今年度より示された「北海道教育推進計画」や「宗谷の教育」などの諸計画と整合性を図りながら、これまで「礼文の教育」として蓄積してきた成果を財産として、さらに充実発展させる指針を示したものであり、ここに至るまで精力的にご審議をいただきました策定委員皆様のご尽力に対しまして、心より厚くお礼申し上げます。

現在、我が国では、グローバル化や情報通信技術の進展で、様々な文化・価値観が国境を越えて流動化し、変化の激しい先行きが不透明な社会に移行しております。少子高齢化の急激な進行や社会的格差の拡大等の問題に直面しており、社会的・経済的な事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育を受けることが求められております。

このような急激な諸情勢の変化の中で、逞しく社会を生き抜くためには、自立した個人の育成に向け、「生きる力」を子どもたち一人一人に確実に身に付けさせ、社会的自立の基礎を培う必要があります。

こうした中、生涯学習の基本理念を基に、学校教育では、「礼文型教育連携」と言われる「保小中高の教育連携」、社会教育では「学びを通じた人づくり」を掲げ、特色ある「礼文の教育」の更なる進展を目指して、積極的な推進に努めてまいります。

今後とも、「礼文の教育」に携わる皆様が、本書作成の趣旨や内容を十分にご理解いただき、有効に活用されるとともに、町民皆様の期待に応えられる教育活動がさらに推進されますことを願って発刊のことばといたします。

目 次

【学校教育推進計画】

■礼文町学校教育推進計画の策定にあたって	1
■北海道教育の基本理念	2
■礼文町学校教育推進の目標	3
■礼文町における学校教育の現状と課題	4
■礼文町各小・中・高等学校教育目標一覧	7
■礼文町学校教育各分野の推進事項	
柱1【子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進】	8
推進項目1 「特色ある学校づくりの推進」	8
推進項目2 「新しい時代に必要となる資質・能力の育成（小・中学校）」	10
推進項目3 「新しい時代に必要となる資質・能力の育成（高校）」	11
推進項目4 「学校間連携・接続の推進」	12
推進項目5 「幼児教育の充実」	13
推進項目6 「特別支援教育の推進」	14
推進項目7 「ふるさと教育の充実」	15
推進項目8 「グローバル人材の育成」	16
推進項目9 「道徳教育の充実」	17
推進項目10 「体力運動能力の向上」	18
推進項目11 「キャリア教育の充実」	19
推進項目12 「健康教育・食育の充実」	20
柱2【学びの機会を保障し質を高める環境の確立】	21
推進項目13 「ICTの活用推進」	21
推進項目14 「いじめ防止の取組の充実」	22
推進項目15 「不登校児童生徒への支援の充実」	23
推進項目16 「働き方改革の推進」	24
柱3【地域と歩む持続可能な教育の実現】	25
推進項目17 「地域と学校の連携・協働の推進」	25
推進項目18 「生涯学習・社会教育の振興」	26
推進項目19 「安全・安心な教育環境の構築」	27
推進項目20 「芸術文化活動の推進」	28
■礼文町学校教育推進計画作成委員名簿	29

【社会教育推進計画】

第1章 計画の策定について

- 第1節 計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 第2節 計画の呼称及び期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 第3節 計画の構成について・・・・・・・・・・・・・・ 30

第2章 計画の基本方針と推進目標

- 第1節 町民憲章・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 第2節 社会教育推進の基本方針・・・・・・・・・・・・ 31

第3章 各領域の現状と課題、施策の方向性について

- 第1節 家庭教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 第2節 青少年教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 第3節 成人教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
- 第4節 生涯スポーツ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
- 第5節 芸術文化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- 第6節 文化財・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 第7節 図書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38

第4章 資料

- 領域別実績一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 指定文化財一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- 埋蔵文化財包蔵地一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
- 社会教育所管施設一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
- 社会教育関係団体一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
- 社会教育関連計画策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・ 46
- 第3次社会教育推進計画策定委員会の構成・・・・・・・・ 48

礼文町学校教育推進計画

礼文町学校教育推進計画策定にあたって

礼文町学校教育推進計画策定委員会

委員長 深 澤 徹

平成30年度に「礼文町学校教育推進計画」が改訂され、これまで保小中高連携の組織的取組が推進されてきました。町内の3つの小学校と2つの中学校、1つの高校が組織的に連携を強めることにより他地域にはみられない学校間の特色ある繋がりをつくり、礼文町における児童生徒の心身の成長や発達、学力の保障が図られてきました。このたび、令和5年度に北海道教育推進計画及び宗谷管内教育推進計画がそれぞれ改訂されることを受け、本年度をもって期限を迎える礼文町学校教育推進計画も改訂する運びとなりました。

今の日本の子どもたちには、急激な変化を遂げる現代社会にあって、未来を担う児童生徒の育成、いわゆる「令和の日本型教育」が求められています。変化の激しい※Society5.0時代の中で子供達が豊かな人生を送っていくために必要な力は、これからの社会に必要な学び、※コンピテンシーの育成です。考えて行動のできる人を育てるために、すべての教育活動をその方針のもとに学校、保護者、地域がスクラムを組んで進めなくてはなりません。そして、学びをリアルな社会に繋げるために、学びを自己決定していき、自律をした学びができる子を育てることが求められています。そのためには、知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能②思考力、判断力、表現力等③学びに向かう力、人間性等、の3つの柱で教育活動を行わなくてはなりません。

礼文町学校教育推進計画の策定に当たり、これまでの礼文町における教育推進の成果をベースに学習指導要領改訂の趣旨を生かし、今後5か年を見通した中期的な展望の上に児童生徒の目指す姿を重ね合わせ、取り組む方策の具体化を図りました。今後の礼文町における特色ある学校教育の一層の推進が図られ、未来を担う礼文町の全ての児童生徒可能性を引き出し、未来保障に繋がる指針となれば幸いです。

※ Society5.0・・・仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会

※ コンピテンシー・・・職務や役割において優秀な成果を発揮する行動特性

■北海道教育の基本理念

自 立	自然豊かな北の大地で、世界を見つめ、自立の精神にあふれ、 自らの夢に挑戦し、実現していく人を育む。
共 生	ふるさとへの誇りと愛着を持ち、これからの社会に貢献し、 共に支え合う人を育む。
■基本理念の実現に向けた施策の柱	
施策の柱 1 「子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進」	
施策の柱 2 「学びの機会を保障し質を高める環境の確立」	
施策の柱 3 「地域と歩む持続可能な教育の実現」	

■宗谷教育のテーマ

「子どもの未来保障 OVER70」

■礼文町まちづくり総合計画（第6次）

5 教育・文化 「地域の文化と特色を活かした人づくり」
(学校教育の充実) 自立をめざし信頼される学校づくり

■礼文町学校教育推進計画

■礼文町学校教育推進の目標

「自立をめざし信頼される学校づくり」

柱 1 子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進

柱 2 学びの機会を保障し質を高める環境の確立

柱 3 地域と歩む持続可能な教育の実現

※上記柱にもとづき「推進項目」を策定

礼文町学校教育推進の目標

自立をめざし信頼される学校づくり

— 解 説 —

我が国の義務教育として行われる普通教育の目標は、各個人の有する能力を伸ばし社会において自立的に生きる基礎を培い、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことです。変化の激しい Society5.0 時代にあってそれぞれが幸せで豊かな人生、社会を切り拓いていく日本人を育成することが求められています。これからの教育がめざすべき姿を考えるに当たっては、継承すべき価値のあるものと、時代の変化とともに変えていく必要のあるものについて十分に検討する必要がある、前者及び後者のいずれも軽視することのないよう、教育の役割と継承すべき価値、重視すべき時代の潮流をしっかりと見定める必要があります。

礼文町では、平成17年から取り組まれ、これまでの「礼文型教育連携」を基盤に定着してきた保小中高の連携教育が、基礎・基本の確実な定着をめざす礼文検定やふるさと礼文に学ぶ豊かな心の育成を柱とした特色ある教育活動として継承され、成果をあげてきました。今後においても、令和の日本型教育をベースに引き続き学校や家庭、地域の力をあわせた教育の一層の充実を図り、基礎・基本の定着を図ることや豊かな心・逞しい身体を育成すること、生涯を通じて学び続ける意欲、解決していく態度を育てることが大切です。そのためには、これまでに積み重ねた礼文型教育連携の成果の上に立ち、学校・家庭・地域の連携を一層豊かに前進させ、礼文町の一人一人の子どもの自立に向け、これまで以上に信頼される学校の創造が必要です。

礼文町学校教育推進計画の目標は、教育の今日的動向を視野に北海道教育の理念や宗谷教育のテーマを受け、さらに「第6次新礼文町まちづくり総合計画（学校教育の充実）」にも準拠させ「自立をめざし信頼される学校づくり」と設定しました。

礼文町における学校教育の現状と課題

我が国における社会情勢の変化は、society5.0時代が到来し、行き先が不透明な「予測困難な時代」において一人一人の児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められています。

礼文町教育推進の原動力である保小中高の教育連携は、平成18年から礼文町教育研究会を母体としてスタートしました。「心豊かに学びふるさと礼文に夢と誇りをもって21世紀をたくましく生きる児童・生徒の育成」を研究テーマに据え、学力面での自信とやる気を育てる「礼文検定」やふるさと礼文に自信と誇りをもたせる「礼文学」の推進を通じ、連携教育の具体化が進められました。また、香深・船泊両地区設置された中学校区を単位とする連携教育推進協議会や中高連携教育推進協議会は、各地区における特色ある教育活動の推進に大きく貢献し、今日の「礼文型教育連携」の推進に不可欠な組織体制として機能してきました。

令和5年から5カ年の礼文町教育推進計画の策定にあたり、これまでの成果をふまえ「北海道教育推進計画」基本目標、及び「第6次新礼文町まちづくり総合計画」における学校教育の充実に向けた施策の3観点にそって、現状と課題をまとめました。

1. 子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育の推進

学校は、すべての子どもが自立して社会で生き、価値ある豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を培う場です。このことを地域の視点で見た場合、学校は地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所ということになります。また、先行き不透明な「予想困難な時代」においては、新学習指導要領の着実な実施が重要であり、ICTの活用も図りながら、一人一人の児童生徒が、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き持続可能な社会の創り手となることができるようにする事が必要と中央教育審議会でも答申されています。そして、2020年代を通じて実現を目指す学校教育を「令和の日本型学校教育」とし、その姿を「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学び」とし、その具現化のための学校教育活動が求められています。

子どもの「生きる力」は、多様な人々との関わりや様々な経験の積み重ねを通じて育まれることが望ましく、社会の変化に伴い多様化・複雑化するニーズに学校の教職員や行政の力だけで対応していくことは困難です。学校が地域社会において、その役割を果たしていくためには、保護者や地域住民等、地域の人々の支援が不可欠であり、そのためには、信頼される学校づくりに向け、社会人としてのモラルをしっかりと備えた教職員の育成と服務規律違反等による不祥事の防止に向けた継続的な取り組みが必要です。

本町では、各学校において、中学校地区での小中連携や、町教研をベースに、礼文型教育連携、教育推進が行われている。また、地域の独自性も鑑み、各学校の独自性と礼文型

教育連携を軸とした全学校共通性を生かした学校運営を行っています。

今後は、礼文町の子ども達一人一人が個性を伸ばし、自立に向け生き生きと学ぶことのできる信頼される学校づくりに向け、これまでの教育連携による成果や課題を踏まえ、活動の見直しや改善を図りながら礼文型教育連携の一層の充実・発展を目指すことが必要です。

2. 学びの機会を保障し質を高める環境の確立

中央教育審議会答申では「子供たち、一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要である。」と示されています。2017年3月に公示された小学校学習指導要領では、「前文」と「総則」において、「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられています。さらに、小学校学習指導要領「総則」第13で、「豊かな創造性を備え持続可能な社会の創り手となることが期待される児童に、生きる力を育むことを目指すに当たっては、学校教育全体並びに各教科、総合的な学習の時間の指導を通して、どのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしなが、教育活動の充実を図るものとする。」と記されました。このことは、今回の改訂で、持続可能な社会の創り手を育成する教育が、新学習指導要領の基盤として位置付けられ、我が国はさらに厳しい挑戦の時代を迎えていると予想されます。生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく急速に変化しており、予測が困難な時代となっている。急激な少子高齢化が進む中で成熟社会を迎えた我が国にあっては、未来の子ども達が、質的な豊かさを伴った社会を創造する担い手となることが期待されています。

礼文町では、平成18年から礼文町教育研究会が再編され、小学校・中学校・高校が、それぞれの校種の垣根を取りはらい、礼文型教育連携と呼ばれる特色ある教育活動の取組が推進されてきた。基礎学力の向上をめざした小中高の協働作業による「礼文版基礎学力養成問題集」や、それを活用した「礼文検定」は、子ども達に学習面でのやる気と、その学年に必要な基礎学力を定着させる取り組みとして、各学校の教育課程に位置づけられ精力的に取り組まれてきました。また、総合的な学習の時間に位置付けた、ふるさと礼文に学び自信と誇りをもたせる「礼文学」、全校で行う「礼文観光大使活動」「クリーン作戦」、さらには各学校の取り組みを交流し合う「礼文学発表会」等の取り組みが、町の理解と支援のもとで進められてきています。あわせて、中学校区での小中連携教育推進協議会や中高連携教育推進協議会が組織され、子どもの実態把握をはじめ、小中高のつながりの中で未来を担う礼文の子ども達に必要な力を育成する研究協議も意欲的に行われています。

今後は、全国学力・学習状況調査の分析や各地区教育連携協議会の活動によって明らかになった児童生徒の実態や課題をもとにしながら、全ての礼文の子ども達に令和の日本型学校教育で求められている「個別最適な学び」及び「協働的な学び」の実践を通して、将来につながる「確かな学力」の育成に向け、町全体として、全ての教育関係者や保護者・地域の協働による取り組みを一層強く推進することが求められます。また、児童生徒の減少による取り組みへの影響も視野に入れた交流学习等に工夫改善を加えることや、授業力向上をはじめ教職員の一層の資質能力向上を目指すことも必要です。

3. 地域と歩む持続可能な教育の実現

近年、家庭・地域社会の教育力の低下や体験の機会の減少等、子どもを取り巻く環境の変化が著しい。このような中、生命尊重の心の不十分さや自尊感情の乏しさ、基本的な生活習慣の未確立や自制心・規範意識の低下、さらには、人間関係を形成する力の低下等、子どもの心の活力が弱まっているとの指摘がなされています。

一方、子どもの体力低下が叫ばれる中、その原因としては、「外遊びの減少」や「スポーツを敬遠しがちな意識」の広がり、「都市化・生活の利便化等の生活環境の変化」や「睡眠や食生活等の子供の生活習慣の乱れ」等、様々な要因が絡み合い、子どもが体を動かす機会の減少が指摘されている。人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくためには、体力は必要不可欠なものであり「人間力」の重要な要素です。本来の人間としての活動が行われるためには、体力は、人間が知性を磨き、知力を働かせて活動していく源として、また、生活を営む上での気力の源として必要であり、知力・気力とともに一体となるべきものです。

本町でもタブレット、パソコンやスマートフォン、ゲーム機やその他様々な端末機器を使い、大量の情報を容易に取得できる環境が広がっています。近年、LINE、YouTube、ネットゲーム等 ICT 端末でネット上でのやりとりが簡単にできる環境が普及しました。それにより子ども達の生活習慣の乱れや視力の低下、体力の低下等の原因の一端とも散見される状況となってきています。また、インターネットを通じた「いじめ」や犯罪に遭う危険も想定され、離島であっても決して油断できない状況となっています。

このような中で、本町では、各学校毎の体力向上の取り組みや「フラワーマラソン」「町民駅伝大会」等、町行事への積極的な参加を通じて体力向上への取り組みが行われています。また、各学校の子ども達の実態に応じて道徳教育推進教師が中心となり、年間指導計画にもとづいた道徳や性教育、防犯教育、1日防災教育等を工夫しながら、社会に通用する規範意識と主体的に考え判断力を養う指導がなされています。各学校に「いじめ対策委員会」を設置し、いじめの把握と状況に応じた適切な対応ができるよう環境整備を進め、子ども達の豊かな心を育てる活動の一環として「劇団四季公演」等の開催、「食材提供していただいている漁協さんへ感謝の気持ちを伝える活動」、「校区の住民の皆様へ学級通信を配布して歩く活動」等、感謝や思いやりの心を育てる活動が行われています。また、各学校では発表活動や子供達が輝き激励される特色ある活動が行われ、豊かな心と自己肯定感を育てる取組が進められています。

今後は、これまでの活動に工夫改善を加えながら、子ども達が安全で健康的な生活が送れるよう、学校間連携を土台に保護者・地域との連携を一層強め、豊かな心と健やかな身体の育成を推進していく必要があります。また、道半ばである子ども達の体力向上については、全国体力・運動能力調査等の結果分析をもとに、各地区の小中連携教育等の活動を通じて、発達段階に応じた計画的継続的な体力づくりを推進していくことが求められています。

礼文町各小・中・高等学校 教育目標

学 校 名	教 育 目 標
礼 文 小 学 校	<input type="checkbox"/> 進んで学ぶ子 <input type="checkbox"/> 正しい心を持つ子 <input type="checkbox"/> 体をきたえる子
香 深 井 小 学 校	<input type="checkbox"/> 元 気 な 子 <input type="checkbox"/> あかるい子 <input type="checkbox"/> かんがえる子 <input type="checkbox"/> がんばる子
船 泊 小 学 校	<input type="checkbox"/> よく考え進んで学ぶ子 <input type="checkbox"/> 明るく心豊かな子 <input type="checkbox"/> 健康でたくましい子
香 深 中 学 校	<input type="checkbox"/> 自ら考え、共に高め合い、未来を切り拓いて いける生徒の育成
船 泊 中 学 校	<input type="checkbox"/> 未来を切り拓く生徒 <input type="checkbox"/> 未来を思いやる生徒 <input type="checkbox"/> 心身ともにたくましい生徒
礼 文 高 等 学 校	<input type="checkbox"/> 自ら学び、創造する生徒を育てる <input type="checkbox"/> 自ら考え、実践する生徒を育てる <input type="checkbox"/> 自ら鍛え、思いやりのある生徒を育てる

(2023年4月1日)

柱1 子どもたちの一人一人の可能性を 引き出す教育の推進

推進項目1 特色ある学校づくりの推進

【礼文町の現状と課題】

礼文町においては、過疎化や少子高齢化の影響で学校規模の縮小という状況がみられます。更には若い教職員が多く、また学校に関わる人材が不足している状況もみられます。一方で、これまで取り組んできた礼文型教育連携の財産があり、町内の保小中高の教育推進の連携と、各学校の独自性が発揮され、バランスのとれた特色のある学校経営の充実に努めています。

今後も学力向上を目指し、「確かな学力」と、地域に根ざした「豊かな心」の育成など、家庭や地域に信頼される学校づくりの推進が一層求められることから、児童生徒が生き生きと自主的に学ぶことができるよう、更なる連携意識の向上と、学び続ける意欲を持った教職員が活躍する学校の実現が重要です。そのため、学校の教育目標の実現を図る教育課程の明確化と具現化の具体的方策、地域の特性を踏まえた教育活動の推進、家庭や地域への説明責任を果たす学校評価の工夫と改善など、地域に根ざした総意と活力ある学校づくりを推進する必要があります。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 目標の実現を図る教育課程の明確化と具現化	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校が主体となり、積極的に保小中高の校種間連携及び学校・家庭・地域との連携による教育課程の編成・実施に努める。 (2) ※グランドデザインを作成し、教育課程の明確化を図るとともに、その具現化に向けて教育活動の進捗状況の確認を行い、常に改善を意識した取り組みを進める。 (3) 教職員の学校参画意識を醸成し、協働体制と組織的な指導体制の確立に努めるとともに、他校との連携意識も高めていく。 (4) 教職員による教育目標の共有化を図り、それぞれの役割を明確にし、自主的な教育実践が展開できるよう適切な指導・助言に努める。
2 少人数の特性や地域の教育資源を生かした教育計画の作成と実施	<ul style="list-style-type: none"> (1) 「個別最適な学び」や「協働的な学び」が充実するよう、子どもたち一人一人の良さや可能性を生かす観点を大切にしながらバランスを考えた指導計画の作成に努める。 (2) 複式校間の集合学習や近隣校との交流学习など、地域の特性を積極的に活用する創意工夫に基づく指導計画の作成に努める。 (3) 学校が自己評価や相互評価などを行い、子どもたちの学習成果や成長の姿を適切にとらえるとともに、家庭や地域と共有し、大人全体で子どもの良さを認め、励ますことのできる評価を工夫する。

<p>3 家庭や地域への説明責任を果たす学校評価の展開</p>	<p>(1) 地域の自然や歴史、伝統、文化などを生かした教育活動「礼文学」など、地域の人材や素材からの学びを大切にし、子どもたちの「豊かな心」を育む教育を推進する。</p> <p>(2) コミュニティ・スクールを積極的に活用し、家庭や地域の教育活動への理解を進めるとともに、連携や協力体制の構築に努める。</p> <p>(3) 学校評価を計画的・組織的に進め、自己評価及び学校関係者評価の実施とその成果の公表に努め、学校改善を進めるよう努める。</p>
---------------------------------	--

※グランドデザイン・・・事業等が計画される場合の長期にわたって遂行される壮大な図案や設計。

柱1 子どもたちの一人一人の可能性を 引き出す教育の推進

推進項目2 新しい時代に必要となる資質・能力の育成（小・中学校）

【礼文町の現状と課題】

近年、「知識基盤社会」の到来やグローバル化の進展など、社会構造の大きな変動期を迎える中、今、社会に開かれた学校づくりが求められています。その中で学校が果たすべき役割として、より良い社会を創るという目標を社会と共有し、それぞれの学校において、子どもたちが必要な教育内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けることができたのかを明確することが重要なことです。

そこで、これからの礼文町や社会を担っていく児童生徒を育てるために、学校では自ら課題を見だし、解決に向けて考え、行動する力、つまり、一人一人が自ら学ぶ力をしっかりと身につけさせる教育活動を進める必要があります。その際に地域の教育資源の活用を図ること。主体的で対話的な学びの実現を目指すこと。そして、個別最適な学びと協働的な学びのバランスを取りながら、全ての子どもたちの可能性を伸ばし、自らの人生を切り拓く力の基礎が身につくよう学校教育を進めていきます。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 教育課程全体を見通した、バランスのとれた資質・能力の育成	(1) 「カリキュラム・マネジメント」を通じて、発達段階を意識した教育内容の組織的な配列と、各教科などの教育内容の関連性を意識した教育課程の編成・実施をする。 (2) 教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源などを地域の協力を得ながら効果的な活用に努める。 (3) 礼文型教育連携の充実により、系統性を重視し学校・地域の特性を活かした教育の充実に努める。
2 主体的で対話的で深い学びの実現	(1) 「主体的・対話的な深い学び」が実現するよう全教職員の理解に基づく、計画的・継続的な校内研修の充実に努める。 (2) 授業での活用はもちろん、家庭においても自主的な学習態度が身につくよう ICT の活用を積極的に進める。 (3) 各教科やその他の教育活動で、言語活動を大切にし、対話を重視した教育活動を進める。
3 個別最適な学びと協働的な学びの充実	(1) ICT を活用し、児童生徒一人一人に応じた学習課題の提示や解決へのサポートに努める。 (2) 校内での交流はもちろん、保小中高の礼文連携や地域の方々との交流の機会を通じ、多様な考え方や見方に触れ、自分と他者に対する理解が深まるよう指導に努める。 (3) 特別活動を中心に話し合いや協働する場面を大切にするすることで、周りへの信頼感や自らの達成感を得ることができるよう指導に努める。

柱1 子どもたちの一人一人の可能性を 引き出す教育の推進

推進項目3 新しい時代に必要となる資質・能力の育成（高校）

【礼文町の現状と課題】

これからの時代においては、生徒が自ら課題を見いだすとともに、主体的に考え、他者と協働しながら探究し、解決を目指していく力を身につけることが求められています。礼文高校では、地域の教育資源を活用した学習や、多様な価値観や経験を持つ人々との協働により、自ら学び、自ら考え、自ら鍛え思いやりの心を育む教育活動を行っています。

また、スクール・ミッションのもと、育成を目指す資質・能力を見据えたスクール・ポリシーの実現に向けた学校経営を進め、地域の教育資源の活用や異校種間連携により、将来地域の中核を担う人材の育成を目指し学校教育を推進していきます。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 教科横断的に資質・能力を育成する体制の構築	(1) 「カリキュラム・マネジメント」を通じて、各教科等の教育内容を相互の関係で捉え、必要な教育内容を組織的に配列した教育課程を編成・実施する。 (2) 教育内容と、教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて効果的に活用する。 (3) 礼文型教育連携の充実により、系統性を重視し学校・地域の特性を活かした教育の充実に努める。
2 主体的・対話的で深い学びの実現	(1) 地域資源や人材を活用した「学校設定科目」等において、地域の題材に興味や関心を持ち、課題を見つけ、見通しをもって取り組む力を育成する。 (2) 各教科や「総合的な探究の時間」を活用し、知識を相互に関連付けてよく理解したり、情報を精査して考えを形成したり、生徒同士が協働しながら解決策を考えたりすることができる力を育成する。 (3) 「主体的・対話的で深い学び」の実現に結びつく手立てを取り入れた授業づくりに向けた研修を実施する。
3 個別最適な学びと協働的な学びの充実	(1) ICTを活用し、生徒一人一人に応じた学習活動の展開や情報活用能力など学習の基盤となる資質・能力を育成する。 (2) 保小中高の礼文連携や地域の多様な人材と連携した教育活動など、異年齢の人々との交流を通じ、多様な考え方や見方について理解を深める。 (3) SUT（自学自習）の時間を活用し、学習の振り返りや個別の課題について、生徒自身が解決することができる力を身に付けさせる。

柱1 子どもたちの一人一人の可能性を 引き出す教育の推進

推進項目4 学校間連携・接続の推進

【礼文町の現状と課題】

礼文町においては、子どもの発達段階を踏まえた教育活動の連続性を図るため、礼文町教育研究会を中心として礼文型教育連携を進めており、保小中高の教育連携を推進しているところが大きな強みとなっています。

例年行っている小中高校の研究発表会の開催や、香深地区・船泊地区のそれぞれで行っている保小中高の学校間交流などの工夫により、確実に授業力・指導力・連携力を高めています。また小中高校で行っている「礼文観光大使」活動も、大きな評価を得ています。

これらの連携を今後も大切にし、礼文町の教育を高めていくことが、信頼される学校づくりに繋がっていることを認識し、内容を改善しながら力強く推進・発展させていく必要があります。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 礼文型教育連携の更なる推進	(1) 礼文町教育研究会を中心に、児童生徒の学びの連続性を大事にした、保小中高連携の取組の推進に努める。 (2) 「礼文検定」「礼文学」「礼文観光大使」などの系統的な繋がりを強化し、活動内容の改善を図る。 (3) 社会教育分野との連携を強め、学校・家庭・地域の連携とあわせ、立体的な教育研究を進める。
2 各地区の保小中高連携の繋がりを強める取組の工夫	(1) 香深地区・船泊地区の保小中高間の連携・交流を図るとともに、更なる連携強化に努める。 (2) 各学校間の公開授業の実施と、更なる小中高間の相互参観・共同研究を継続・推進する。 (3) 保・小の連携について更に工夫を重ね、具体的、継続的に交流を重ねる。 (4) 地域とともにある学校づくりのため、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）と連携をとり、推進体制を構築していく。

柱1 子どもたちの一人一人の可能性を 引き出す教育の推進

推進項目5 幼児教育の充実

【礼文町の現状と課題】

礼文町では船泊地区・香深地区に1か所ずつ保育所を設置しており、卒園後は大半の子どもがそれぞれの地区の小学校に進学しています。このように、子ども一人一人の力を継続的に高めていくことができる環境にありながら、十分に教育効果を発揮できていません。

この課題を解決するためには、円滑な接続に向けた体制整備とカリキュラムの充実を早急に行い、幼児教育の充実を図る必要があります。

まず、保育所・学校のそれぞれが保健課や教育委員会などの関係機関と連携を強化すること、関係機関同士もより連携を強化することが不可欠です。カリキュラムの充実では保育所と学校が、関係機関同士の連携では行政が力を発揮することが求められます。

さらに、社会の一員として自立して生きていく力の育成のために、家庭や地域における教育力の向上も欠かせません。

今後は、「架け橋期」と呼ばれる5歳児から小学校1年生までの2年間に、一人一人の多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指すべきです。そのためには、保育所や学校、行政、家庭や地域がそれぞれの役割と機能を理解し、これらの協働連携を基盤とした幼児教育の充実を図る必要があります。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 幼児教育施設における組織としての取組の充実	(1) 保育所保育指針に基づいた保育活動の充実を図る。 (2) 学習指導要領「育みたい資質・能力」と保育所保育方針「育みたい能力・資質」の共通性に着目し、連続性を持たせたスタートカリキュラムの整備・実践・改善に努める。
2 幼児教育の振興を支える体制づくりの推進	(1) 幼児教育施設や小学校、礼文町、家庭・地域、福祉等の関係機関が連携・協働し、子どもの育ちへの課題解決につなげる体制の構築を図る。 (2) 多忙や早期離職傾向にある保育者等の現場ニーズに対応した助言・相談の機会を提供する
3 家庭や地域における教育・保育の充実	(1) SNS や3歳児検診等の機会を活用し、保護者へ多様な学習機会を提供する。 (2) 地域ぐるみで家庭の教育力の向上を図る取組を推進する。

柱1 子どもたちの一人一人の可能性を 引き出す教育の推進

推進項目6 特別支援教育の推進

【礼文町の現状と課題】

「特別支援教育」は、教育上特別の支援が必要な児童生徒に対し、特別支援教育等で個に応じた特別な指導を行うほか、通常の学級に在籍する発達障がいをもつ児童生徒に対して適切な指導と特別な支援を行うものであり、一層の充実を図ることが求められています。

礼文町でも、支援を要する児童生徒は増加傾向にあり、各学校では特別支援教育推進委員会との連携を図りながら、指導方法の工夫がなされています。

より一層支援を必要とする児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高める特別支援教育の充実や、教育環境を含めた支援体制の整備、学校・家庭・地域・専門機関等の相互連携・協力を、一層深めていく必要があります。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 特別支援教育の充実を図る学校体制作り	(1) 特別支援学級や通常学級等の多様な学びの場における、一人一人の障がいの状態等に応じた指導や支援の整備・充実を図る。 (2) 全校的な支援体制を構築するとともに、全教職員が高い専門性に基づく指導を行うための各種研修の充実に努める。
2 児童生徒一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進	(1) 学校間連携による専門性の高い情報の共有や、ICTの活用等による、多様化する幼児児童生徒の教育的ニーズに応じた指導の充実を図る。 (2) 保護者に対する子育て支援の充実を図り、一人一人の障がいの状態に応じた合理的配慮の提供に努める。 (3) ※インクルーシブ教育システムを推進し、障がいのある児童生徒との交流および共同学習の充実に努める。
3 関係機関の連携による早期からの一貫した支援体制	(1) 礼文型教育連携の取組や「発達支援ファイル（子育てファイル）」を活用し、保小中高までを通じて支援が行えるよう、関係機関相互の連携・協力による支援の充実に努める。 (2) 障がいのある児童生徒に対して、学校および外部の支援機関を有効に活用し、教育内容や方法の工夫・充実を図る。

※インクルーシブ教育・・・障害のある者となない者が共に学んでいくこと。障害のある者が一般的な教育制度から排除されないよう取り組んでいくこと。

柱1 子どもたちの一人一人の可能性を 引き出す教育の推進

推進項目7 ふるさと教育の充実

【礼文町の現状と課題】

近年、IoT やビッグデータ等の先端技術が描く、Society5.0 時代到来に向けた学校教育の推進が求められています。そのため、学校は「持続可能な社会の創り手」を育成するために、新しい教育の在り方や価値観の変容に対応していく必要があります。

こうしたことから、令和の日本型学校教育を実現することが求められています。

礼文町においては、町内全ての小学校・中学校・高等学校で総合的な学習の時間を中心とし、故郷に愛着を持つ「礼文学」に取り組んでおり、地域の未来を担う子どもたちの実践的な態度や能力の育成及び保小中高連携や地域に開かれた学校づくりを推進していますが、地域・関係機関との連携を一層強めるとともに、それぞれの取り組みの狙いや他教科・領域との関連などを整理し明確にすることが必要です。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 目標や他領域との連携を明確にした指導計画の改善・充実	(1) 学校の教育目標の実現を目指し、狙いや育てたい力を明確にした全体計画の工夫・改善を図る。 (2) 学年の発達段階に応じ、他領域との関連を図った指導計画の工夫・改善を図る。 (3) 「礼文学系列表」を参考に、他校及び地域や関係機関との連携・協働を図った指導計画の工夫・改善を図る。
2 体験的活動を重視し、主体的に行動できる力を育てる指導の充実	(1) 体験的活動を重視し、教科等の枠を超えた横断的・総合的な教育活動、探求的な教育活動を工夫する。 (2) 実践的な態度・能力を育成するために、ふるさと礼文の自然産業などを題材にした問題解決的な教育活動を工夫する。 (3) 礼文学発表会においては、ICTなどを効果的に利用し、分かりやすく説明を行い、表現力を身に付ける。
3 町内各学校間や地域・関係機関との連携による指導の充実	(1) 「礼文学系列表」を参考に、他校との連携を図り、小中高の発達段階を踏まえた系統的な指導方法を工夫する。 (2) 地域の施設や人材・文化財など、身近な教育資源を積極的に活用した学習を充実させる取組を工夫する。 (3) 社会教育と連携し、地域行事等の周知と参加促進に向けた取り組みを工夫する。

柱1 子どもたちの一人一人の可能性を 引き出す教育の推進

推進項目8 グローバル人材の育成

【礼文町の現状と課題】

Society5.0の実現に向け、社会の在り方そのものが非連続と言えるほど劇的に変わる状況の中で、それぞれの文化や考え方の多様性を理解し、協働していく力や持続可能な社会づくりに繋げていく力などを育成することが求められています。

礼文町においては、町内全ての小学校・中学校・高等学校で外国語の学習を行っており、これまでも外国語指導助手（ALT）による指導の充実など外国語教育の充実が図られてきましたが、言語や文化が異なり、多様な価値観を持つ人々ともコミュニケーションを図り、グローバルな視点を持って地域社会の創造・発展に積極的に貢献しようとする人材を育成するためには、教職員の研修や子どもたちの外国語によるコミュニケーション能力を更に向上させる取り組みが必要です。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 外国語教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 外国語を通して積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や能力を育成するための指導の改善・工夫を図る。 (2) ALTの活用及び目的や場面、子どもたちの興味・関心に応じた英語によるコミュニケーションを図る授業などにより、バランスのとれた英語力の育成を図る。 (3) 小学校段階から系統的な英語教育を進め、高校卒業段階では日常的なコミュニケーションを図ることができる程度の英語力の育成を図る。
2 国際理解・異文化理解教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教科や総合的な学習の時間などを通じて、異なる文化や多様な価値観を持つ人々に触れる機会を創出するなど、国際理解を深める取り組みを推進する。 (2) 系統的な英語教育を進めるため、小中高が連携し研修を実施するなど、指導体制の充実を図る。
3 外国人児童生徒の教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> (1) 日本語指導が必要な外国人児童生徒の教育の充実のため、地域の人材等を活用した取り組みを促進する。 (2) 外国人児童生徒及び家族との交流を通して、互いの文化や生活習慣等の違いを尊重し合う態度を育てる取り組みを工夫する。

柱1 子どもたちの一人一人の可能性を 引き出す教育の推進

推進項目9 道徳教育の充実

【礼文町の現状と課題】

平成30年度～34年度礼文町教育推進計画では、「豊かな人間形成」、「人格形成に『生きて働く道徳性』の育成」を重点とし、道徳教育を推進してきました。

具体的には、規範意識や生命を大切に作る心、思いやりの心を育むためのボランティア活動などを重点化して取り組んできました。更に、地域の方々、異校種間や異年齢の子どもたちとの交流を通して、社会性や人間関係を構築する力の育成を図ってきました。しかしながら、全国学力学習状況調査においては、自尊意識等が低い傾向が見られ、道徳教育推進の効果が十分に表れているとは言えない現状です。

今後は、自尊意識の向上を図ると共に、ふるさと礼文に愛着を持つ児童生徒を育成に力を入れる必要があります。同時に、教職員の指導力向上の推進、保護者や地域と共通理解を深めることで、地域の未来を担う子どもたちを一丸で育てる道徳教育の推進が不可欠です。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 教育活動全体を通じた道徳教育の推進	(1) 道徳科を要とし、各教科、総合的な学習の時間及び特別活動において道徳教育を推進するため、カリキュラムマネジメントの充実を図る。 (2) 教育活動全体を通じて、美しいものに感動する心、生命を大切に作る心や思いやりなど「豊かな心」の育成に努める。 (3) 全教職員が協力した道徳教育の推進体制の確立を図る。 (4) 道徳科の特性を踏まえた指導方法や評価方法の工夫・改善に向けた校内研修などによる指導力向上に努める。
2 家庭や地域社会との連携による指導の充実	(1) 保護者や地域の理解と協力を得るための積極的な授業公開等の促進を図る。 (2) 地域にゆかりのある先人などを題材とした教材等の効果的な活用の推進により、ふるさとへの誇りと愛着の育成に努める。 (3) 外部人材の協力を得た授業の支援を図る。 (4) コミュニティ・スクールなどを活用した学校運営協議会における協議の充実を図る。
3 自他を尊重する態度を育成する「人権教育」の推進	(1) 子どもたちの発達段階に応じた、多様性の尊重や価値観の異なる他者との共生の実現に向けた人権教育の展開を図る。 (2) 地域での啓発活動により、人権に対する意識の醸成に努める。

柱1 子どもたちの一人一人の可能性を 引き出す教育の推進

推進項目10 体力・運動能力の向上

【礼文町の現状と課題】

児童生徒の体力・運動能力に関する全国調査によると、令和4年度は、小中男女ともに半数以上の種目で全国平均を上回り、改善傾向が見られますが、全体的に身体の柔軟性に課題が見られるという結果が出ています。また、運動に積極的に取り組む者とそうでない者との二極化傾向が依然として見られます。今後も学校・家庭・地域が一体となって子どもの体力・運動能力を高める取り組みを進めることが求められます。

礼文町においては、全ての学校で新体力テストを実施していますが、今後も、子どもの体力・運動能力の実態を的確に把握し、体育の授業改善や地域の運動環境整備を通じ、子どもたちが自ら進んで運動に親しむ資質・能力の育成を、学校だけでなく、家庭や地域と連携しながら進めていくことが必要です。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 学校における体力向上の取り組みの推進	(1) 新体力テストを実施し、自校の子どもの体力・運動能力を的確に把握し、改善を図る指導を計画的に進める。 (2) 自他の課題を発見・解決したり、自己変容を確認したりするための共同的な学びやICTの効果的な活用の推進を図る。 (3) 体育科教員の教科指導力の向上、体育・保健体育授業の改善・充実により、体力・運動能力の育成を図る。 (4) 運動に対する意欲や挑戦心、自己肯定感の育成に向けたきめ細やかな指導の充実を図る。
2 家庭や地域と連携した運動機会の充実を図る取り組み	(1) 地域の体育行事への参加を促す取り組みを進める。 (2) 家庭においても、子どもがスポーツに親しむ習慣や意欲を培うための取り組みが充実するよう、体力づくりの必要性等について啓発を行う。 (3) 生活リズム調査等を活用し、生活習慣の見直しや望ましい運動習慣の定着を図る取り組みを工夫する。 (4) 家庭や地域において、休日などに運動や外遊びの機会を確保できるよう、地域関係団体と連携して取り組む。

柱1 子どもたちの一人一人の可能性を 引き出す教育の推進

推進項目11 キャリア教育の充実

【礼文町の現状と課題】

キャリア教育は、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育です。

礼文町においては、自らの夢の実現や目標の達成に向けて主体的に努力する態度や、個性に応じて進路を選択する能力の育成を目指しています。そのためには、教育活動全体を通して、小中高の発達段階に応じた体系的なキャリア教育の推進が必要であり、また、きめ細かな支援を行うためには、学校種間の円滑な連携・接続を図るとともに、児童生徒のキャリア発達に関する情報を次の学校段階に引き継いでいくことが大切です。

また、家庭は、子どもの成長・発達を支え、自立を促す重要な場であり、働くことに対する保護者の考え方は、子どものキャリア発達に大きな影響を与えます。保護者が、子どもに働く姿を見せたり、子どもと働くことの大切さについて話し合ったりすることを通じて、子どもは多くのことを学ぶことができることから、家庭における働きかけは極めて重要です。

具体的な推進項目	重点実施内容
1 すべての教育活動を通じたキャリア教育の推進	(1) 教育活動全体を通じて、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力の育成に努める。 (2) 教育課程の改善・充実を図りながら、家庭、地域と連携した、組織的且つ計画的な進路指導を推進する。
2 自己の生き方や進路を考える指導の工夫改善	(1) 児童生徒が様々な職業や上級学校について理解し、自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できるよう、家庭や地域、企業と連携して、計画的・組織的・継続的な職業体験活動を推進する。 (2) 児童生徒が自身の変容や成長を自己評価できるよう、小・中・高が連携したキャリアパスポートの活用促進を図る。
3 家庭・学校・関係機関との連携の充実	(1) 異なる学校種の活動についての理解を深め、その理解を前提とした体系性のある指導計画を作成する。 (2) 職場体験、ボランティア活動、学校種間の連携などにより望ましい勤労観・職業観の育成を図る。

柱1 子どもたちの一人一人の可能性を

引き出す教育の推進

推進項目12 健康教育・食育の充実

【礼文町の現状と課題】

健康教育・食育の充実に向け、望ましい生活習慣・食習慣の定着など、生涯にわたって心身共に健康な生活を送るための資質・能力の育成が求められています。また、健康教育・食育について、中核的な役割を果たす養護教諭・栄養教諭の指導力の向上が必要です。

礼文町においては、児童生徒の発達段階に応じて、健康に関する問題に対する正しい知識や規範意識を確実に身に付け、適切な行動をとり、日常生活における健康を保持増進することにより、生涯を通じて健康で生き生きとした生活を送ることができるよう健康教育の充実を図る必要があります。

虫歯予防に関しては、礼文町の全小中学校でフッ化物洗口が実施されており、歯の健康に対する意識の向上が図られ、虫歯予防にも効果が確認されているところです。

しかし、視力の調査では1.0未満の割合が、全国平均を大きく上回り、深刻な問題です。(R4年 全国平均 36.9% 礼文町 56.7%)

具体的な推進事項	重点実践内容
1 健康の保持増進に関する指導の充実	(1) 児童生徒が心身の健康保持増進を図るための実践力を身に付けられるよう学校保健計画を整備し、健康の保持増進に関する指導の充実を進める。 (2) 児童生徒の健康状態を的確に把握し、家庭に対する健康改善に向けた情報提供を促進する。 (3) 児童生徒の虫歯予防と歯の健康に関する意識向上を図るため、学校におけるフッ化物洗口を継続して実施する。 (4) メディアとのつき合い方を把握し、関係機関と連携を行い、課題を探り、課題解決にあたる。
2 健康相談の充実	(1) 医療機関や地域の専門医と連携した健康相談の実施を通して、健康相談や保健指導を充実させ、校内における相談体制の整備を図る。 (2) 各校での教育相談等の観点としても健康相談を重視する。
3 学校、家庭、地域が連携・協働した食育の充実	(1) 児童生徒が食の重要性を理解し、食事を通して自ら適切な健康管理ができるよう、栄養教員や地域の食育に通じた人材を活用しながら、食に関する指導を充実させる。 (2) 家庭における食に関する関心や理解を深める。
4 安全・安心な学校給食の充実	(1) 給食の食材に地場産物を積極的に活用する。 (2) 学校給食関係者の衛生意識の向上と給食調理場の衛生管理を徹底し、学校給食の安全性の確保を図る。

柱2 学びの機会を保障し

質を高める環境の確立

推進項目13 ICTの活用推進

【礼文町の現状と課題】

礼文町では、国の「GIGAスクール構想」に基づき、児童生徒一人一台端末が配置されています。しかし、配置から既に5年余りが経過し、不具合の生じている端末があり、計画的な入れ替えが必要な状況となっています。

また、令和4年度礼文町教育行政執行方針に「ICT（情報通信技術）を活用して学べる環境を整備し、学習活動の充実を図る」と明言されており、関係機関の尽力により環境整備が行われています。しかしながら、現場が求める活用法を実現するためには、整備すべき所が多々残っています。

ICTに期待されている「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現」「教師が子どもたちと向き合う時間や教師同士が指導方法について検討し合う時間を生み出すための情報化による校務の負担軽減」を達成するために、推進を加速する必要があります。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 教員のICTの効果的な活用に向けた取組の充実	(1) ICTによる「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図る。 (2) 個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援し、文房具のようにタブレット端末を活用する授業を展開する。 (3) 家庭学習の活用によって学ぶ意欲と学び方を拡大する。
2 情報活用能力に資する実践の普及・啓発	(1) 各学校における取組の参考となる資料を作成する。 (2) 学校における先進事例を活用し、実践研修を行う。 (3) 児童生徒や教職員、保護者を対象とした情報モラルに関する指導資料を作成・周知し、情報モラル教育を充実させる。
3 感染症や災害時等における教育活動継続に向けた支援	(1) 長期欠席や臨時休校中の活用により、学びを保障する。 (2) 相互連絡手段として活用し、心理的安全を確保する。

柱2 学びの機会を保障し

質を高める環境の確立

推進項目14 いじめ防止の取組の充実

【礼文町の現状と課題】

子どもたちの生活の中で依然として、いじめは深刻な社会問題として進行している状態です。また、ICTの発達により情報端末が普及し、SNS等の発達により不特定多数と繋がる中で、情報が複雑化し、更に複雑化が進み対応に迫られているところです。

礼文町においても、「いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、未然防止・早期発見・早期対応を基本とした生徒指導、教育相談の取り組みを構築し、組織的に行っていきます。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 生徒指導・教育相談体制の充実	(1) 児童生徒の発信する小さなサインを的確に捉え、児童生徒の悩みに共感しながら相談に応ずる早期発見・早期対応の取り組みを進める。 (2) 一人一人の児童生徒の人格により良い影響を目指し、学校教育の活動の全体を通して、命の大切さ・善悪の判断・基本的な倫理観、規範意識を育むとともに、学校全体で取り組む生徒指導体制の充実を図る。 (3) 保護者との信頼関係を深めるとともに家庭・地域・関係機関と連携した生徒指導を図る。
2 いじめへの取り組みの充実	(1) いじめの未然防止・早期発見のため、「からかい」や「嫌がらせ」なども含め、学校教育活動の全体を通して、命の大切さ・善悪の判断・基本的な倫理観・規範意識を育むとともに、学校全体で取り組む生徒指導体制の充実を図る。 (2) いじめの問題行動を未然に防止するために、望ましい人間関係を構築する取り組みを図る。
3 有害情報に対する指導の充実	(1) 学校における情報教育によるモラルやルールの指導及びスマホやパソコンによるSNS等の危険についての指導の充実を図る。 (2) 学校・家庭・地域が連携を図り、有害情報から児童生徒を守る取り組みの推進に努める。

柱2 学びの機会を保障し

質を高める環境の確立

推進項目15 不登校児童生徒への支援の充実

【礼文町の現状と課題】

不登校児童生徒は、他地域と比べて人数的には少ない状況ですが、不登校の期間の長期化や中学校1年生に進学した段階で不登校となる「中一ギャップ」の課題も見られます。

礼文町では、その課題を克服するために、不登校児童生徒への支援が、学校に登校することができるだけでなく、その後も安心して仲間とともに学び、人間関係を構築し、卒業後の社会的自立への意欲を向上させることができるよう、全児童生徒が安心して学ぶことができる「居場所づくり」を促進し、誰一人として取り残すことがない取り組みを進めていきます。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 生徒指導・教育相談体制の充実	(1) 自己存在感を与え、共感的な人間関係を育成し、自己決定の場を与える教育活動の充実を図る。 (2) いじめや暴力行為への毅然とした対応、教員の体罰等への厳正な指導の徹底を図る。 (3) 児童生徒が安心して登校できる環境づくり、一人一人の児童生徒の人格により良い影響を与えることを目指し、学校教育活動の全体を通して、命の大切さ・善悪の判断・基本的な倫理観、規範意識を育むとともに、学校全体で取り組む生徒指導体制の充実を図る。 (4) 子どもたちが主体的に取り組む、共同的な活動を通して互いに活躍する場面を作る「絆づくり」の推進を図る。
2 不登校の子どもを支援する体制の強化	(1) 不登校児童へのきめ細かい支援を行うため、学校・家庭・関係機関等が連携した支援体制の整備・充実を図る。 (2) 就学・進学に伴う学校間での情報共有や新旧に伴う校内での引継ぎも含め継続的な支援の推進に努める。 (3) 全児童生徒に自己有用感や社会性を高めるためにソーシャルスキルトレーニングや※ピア・サポートなど教育心理プログラムを活用した支援の推進を図る。

※ピア・サポート・・・仲間同士の支え合いのこと。

柱2 学びの機会を保障し

質を高める環境の確立

推進項目16 働き方改革の推進

【礼文町の現状と課題】

これまで世界的に見ても我が国の学校教育の水準は高く、今後、変化の大きな時代を迎えるにあたって、今まで以上に維持・向上を目指していかなければならないと言えます。一方で、このような水準を維持してきた背景として、教職員の努力ばかりでなく、長時間労働などの犠牲も大きく、今後の持続発展が難しい状況にあると言えます。中でも礼文町などの過疎地域においては、都会に比べて学校の役割が多く、業務も多岐に渡っており、見通しを持った意識的な取り組みが必要になると考えます。

子どもの心身の成長と人格的な発達を直接的に担う教職員が、毎日、生き生きと楽しく過ごしながら、教育という営みに達成感を持って職務にあたることができることが、学校教育にとって最も重要なことであり、これからの教育の持続発展を可能にしていくために必要なことです。だからこそ、学校として取り組まなければならないこと、地域として取り組まなければならないこと、そして、教職員個人が意識して取り組まなければならないことを明確にし、礼文町の学校で笑顔あふれる自信に満ちた教職員の姿が見られるよう働き方改革を進めていくことが急務です。

具体的な推進事項	重点実践内容
1 学校として取り組むこと	(1) アクションプランの策定と、プランに基づいた業務の推進と改善に努める。 (2) 各種反省や学校評価などに基づき、組織的に学校の教育計画や運営体制の改善に努める。 (3) 各学校の教育効果を最大限に考えた取り組みに応じた柔軟な勤務時間制度の導入に努める。 (4) 個人面談などを通して、教職員一人一人の思いを大切にしながら、教育者としての達成感を得られるような指導や助言に努める。
2 個々人が意識して取り組むこと	(1) 子どもたちの成長と自身のライフプランのバランスを考えた、一人一人の働き方に対する意識の変革を進める。 (2) 繁忙期など年間を見通し業務推進の意識を持ち、メリハリのついた働き方ができるよう工夫する。
3 教育委員会として取り組むこと	(1) 教職員の負担軽減のため、施設設備・ICTの充実および人材の確保（スクールサポートスタッフ・支援員など）に努める。 (2) 教職員個々の勤務時間の適切な把握と指導・改善に努める。 (3) 保護者や地域が取り組むべきことを把握し、学校及び教職員が担う業務の明確化と改善に努める。

柱3 地域と歩む持続可能な教育の実現

推進項目17 地域と学校の連携・協働の推進

【礼文町の現状と課題】

礼文町は、他町村と比べて地域性が強く保護者ばかりではなく地域において子どもたちが大切にされ、育てられている風土と環境が依然としてまだ強く残っています。更に、体験活動に適した魅力ある人・もの・自然が豊富にあります。

礼文の各学校では子どもたちの社会性や豊かな人間性を育み社会の一員としての自覚を深め、豊かな自然観とともにふるさと礼文に対する郷土愛の醸成が継続課題として挙げられます。教育委員会が中心となって学校と地域社会・関係機関との連携のもとで、主体的に地域に係る児童生徒の育成を行います。更に、学校と地域を繋ぎ、礼文の絆を大事にした人づくりに邁進して行きます。

具体的な推進自校	重点実践内容
1 学校や行政と連携した主体的にかかわる児童生徒の育成	(1) 学校と行政が連携した業種・地域・世代を超えたネットワークづくり等、児童生徒の育成を支える体制づくりの促進を図る (2) 地域社会や学校外の関係機関等との連携による総合的な学習の時間等を活用した学習活動の充実に努める。 (3) 地域の人材など外部人材を活用した効果的な授業や教材の開発・地域課題探究型の学習活動の推進に努める。
2 学校と地域をつなぐ人材の配置・育成の推進	(1) 地域学校協働活動推進員等の活動事例の収集をする。 (2) 提供を強化し、町における配置を促進・学校や地域の実情に応じた教職員と地域学校協働活動推進員等を対象とする研修機会の拡充を図る。
3 地域とともにある学校づくりのための推進体制の構築	(1) コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的推進の支援に努める。 (2) 学校運営協議会の会議運営や学校・地域の教育活動の推進への支援に努める。 (3) 学校支援の取組、放課後の子どもの居場所づくりなど地域学校協働活動の支援に努める。
4 多様な学習ニーズに対応した高校づくりの推進	(1) 礼文の自然環境や人材などの教育資源を活用した特色ある教育の充実に努める。 (2) 社会の変化や生徒の学習ニーズへの対応、地域の実情等を考慮した多様なタイプの高校づくりの推進を図る。 (3) 学校の生徒の興味・関心や進路希望等に対応するための遠隔授業を活用した教育課程の充実に努める。

柱3 地域と歩む持続可能な教育の実現

推進項目18 生涯学習・社会教育の振興

【礼文町の現状と課題】

第6次社会教育推進計画の基本目標『学びと活動によって人がつながる地域づくり』を基軸に社会教育を進めてきました。町民が、生涯を通じて活躍することができるよう、必要なときに必要な知識・技能を身に付け成長し、他者と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、自らの可能性を最大限に伸長することのできる学習機会の充実に資する取組を支援するとともに、多様な人々が主体的に参画できる包摂的な社会の実現を目指すことにより、潜在能力を発揮できる環境整備を推進します。

また、社会教育の推進に向けた取り組みへの援助や、地域に必要な生涯学習の機会創出を手がける社会教育主事などの人材の育成に努めるとともに、町内の多様な団体との連携・協働により、地域創生の実現に向けた社会教育の振興を進めます。そして、子どもの豊かな人間性を育むため、学校や家庭、地域において、地域の特色を生かした多様な体験活動を意図的・計画的に行います。

具体的な推進自校	重点実践内容
1 生涯にわたる学習活動の推進	(1) 社会人の学び直しや多様な背景を持つ人々のニーズに応じた学習機会の提供に資する。 (2) 住民個々のキャリア形成に応じて、学んだ成果を地域や社会で活かす仕組みづくりの支援に努める。 (3) オンラインによる効果的な学習や活動の方法についての調査研究及び普及啓発に努める。 (4) ブック愛ランドの図書館としての機能の拡大（電子図書館、道立図書館との連携）を図る。
2 多様な主体との連携・協働による地域の教育力の向上	(1) 社会教育関係団体の活動、人材育成、組織マネジメント、方向性等に対する指導・助言の充実に努める。 (2) 社会教育施設を拠点とした地域活性化や地域創生に向けた取り組みの支援に努める。 (3) ICT等の新しい技術を活用した学習活動の推進を図る。
3 地域の特色を活かした多様な体験活動の推進	(1) 教育委員会を核として地域の教育資源を活かした多様な体験活動の推進に努める。 (2) ホームページやSNS等を活用した体験活動の普及啓発を図る。 (3) 放課後対策ジュニアスクールの充実に努める。

柱3 地域と歩む持続可能な教育の実現

推進項目19 安全・安心な教育環境の構築

【礼文町の現状と課題】

児童生徒等が災害や事故、犯罪等から身を守ることができるよう、自ら危険を予測して回避するための知識や行動を身に付けるなど危機対応能力、規範意識、社会貢献できる態度を育成するため、学校や家庭、地域、関係機関と連携したより効果的な防災教育、交通安全教育、防犯教育の充実を図らなくてはなりません。

礼文町においては児童生徒等が安心して学校生活を送れるよう、学校・教育委員会が、警察、消防、市町村の防災担当部局等の関係機関と連携し、「危機管理マニュアル」等に基づいた校内や登下校時の安全確保に向けた取組を促進することが大切です。地震による人的・物的損害の発生防止のため、防災学校の実施、学校施設の耐震化や長寿命化改修による老朽化対策のほか、地域の避難所として全ての方が安心して利用できるようバリアフリー化等を促進します。

具体的な推進自校	重点実践内容
1 体験を重視した効果的な交通安全教育と防犯・防災教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 交通事故防止のため交通安全知識や自転車乗車マナーなど交通ルールを習得させるとともに、交通事故の加害者とならないことも含めて、交通事故防止に向けての意識の高揚を図る取組を促進する。 (2) 地域の自然条件や学校の活動場面に応じて、想定される被害を考慮した実効性のある避難訓練や防災教室等の取組を促進する。 (3) 学校において、家庭や地域、防災関係機関との連携による避難所設営体験や非常食調理などの体験活動を核とする「1日防災学校」の実施をする。
2 安全確保や災害対応体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校施設・設備の安全点検や対策の強化、「学校安全計画」、「危機管理マニュアル」の新たな危機への対応とPDCAサイクルによるこれまでの取組の見直しを通じた安全体制の構築を図る。 (2) 学校・市町村教育委員会と道路管理者、地元警察署等による合同点検の実施など「通学路交通安全プログラム」等に基づく効果的な取組の推進を図る。 (3) 学校が保護者や地域の関係団体と不審者情報を共有するなど地域社会と連携した取組を促進する。(町内 IP 活用) (4) インターネット上の有害情報や犯罪被害から児童生徒を守る取組を推進する。

柱3 地域と歩む持続可能な教育の実現

推進項目20 芸術文化活動の推進

【礼文町の現状と課題】

礼文の文化遺産の構成・関連遺産をはじめとする地域の特色を示す文化財について、将来に向けた保存や教育的活用はもとより、北海道固有の歴史・文化の特色とその価値が発信され、地域振興や観光資源などとして活かされるよう、取り組んでいるところです。

これからは、道内の美術館等が文化発信・交流の拠点としてネットワークでつながり、多様な鑑賞機会の拡充や教育普及活動の充実により、子どもたちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解の深化、全ての道民が生涯を通じて、身近で気軽に芸術文化活動を楽しめる環境づくりに取り組みます。

具体的な推進自校	重点実践内容
1 芸術文化に身近に接する機会の充実	<p>(1) 子どもから大人まで、誰もが心ゆたかにアートに触れられる憩いと学びの場としての機能の充実が図られ、一層魅力が高まるよう、本道の芸術文化振興の中核を担う近代美術館の今後のあり方を検討する。</p> <p>(2) 時間や居住地にとらわれることなく、興味・関心に応じた鑑賞や検索の充実が図られるよう、所蔵品データベースや作品鑑賞のオンライン・プログラムなどによる情報発信の充実を図る。</p>
2 学校の教育活動への支援の充実	<p>(1) 所蔵品データベースなど学校の教育活動に活用できる情報の発信のほか、道立美術館等の所蔵品を活用した鑑賞機会の拡充や鑑賞学習支援ツールの提供など教育機能の充実を図る。</p> <p>(2) 巡回小劇場の実施など学校等への舞台や芸術鑑賞を提供する機会の充実を図る。</p>
3 次代につなぐ文化財保護の推進	<p>(1) 「礼文の縄文遺跡群」などの遺産について、児童生徒の理解が深まるよう、学習教材の提供や教員研修の充実など、学校の教育活動の支援を行う。</p> <p>(2) 関係団体と連携し、「見る」「学ぶ」「体験できる」取り組みの情報等を発信することで、文化財に親しむ環境づくりの促進や地域における保存・伝承に向けた気運を醸成する。</p>

礼文町学校教育推進計画作成委員名簿

役職	学校名	氏名	団体名	摘要
委員長	礼文小学校	深 澤 徹	校長会	
副委員長	香深中学校	岡 田 時 行	教頭会	
委 員	香深中学校	大 谷 智 昭	校長会	
委 員	船泊中学校	戸 田 太 一	教頭会	
委 員	船泊小学校	藤 井 康 博	町 研	
委 員	礼文高等学校	辻 伸 也	町 研	
委 員	船泊小学校	高 一 伸	町 研	
委 員	礼文小学校	大 内 紀 子	町 研	

第4次礼文町社会教育推進計画

第1章 計画の策定について

第1節 計画策定の目的

社会教育とは、教育基本法第12条で「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育」とされており、社会教育法第2条では、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年および成人に対して行われる組織的な教育活動（スポーツおよびレクリエーションの活動を含む。）」と定義されています。一般的には学校教育を除いた包括的な教育概念として理解され、人々の生活の向上や職業能力の獲得と開発、個人の学習要求の実現や能力開発、さらに地域社会の形成や発展に貢献することなどを目的として実施される教育活動を指します。

社会教育の内容は幅広く、学習活動は様々で、学校教育を補充・保管し、発展するものであり、家庭教育を含めて学校と地域をつなげる、もしくは地域づくりの中核を担うものです。

近年、地域を取り巻く環境は、急激な少子高齢化や高度情報化による社会構造や家庭生活の変化、価値観の多様化等急激な変化を遂げています。また新型コロナウイルス感染症等の影響により社会経済はじめ、日常生活が大きく変化したことに伴い、家庭教育や教育環境といった子供たちを取り巻く環境も大きく変化しました。このため子ども一人一人が抱える問題も複雑化、多様化するなかで、学校と家庭・地域、そして行政が連携してこの難局を乗り越えていかなければなりません。

こうした経験のない難局や困難を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくためには、一人一人が協働社会の中で、持続可能な社会の担い手となる必要があります。今後誰もが安心して充実した生活を営めるよう、豊かな人間関係を育む地域づくりの必要性が高まっており、人と人を結ぶ役割を果たす社会教育の充実が改めて期待されています。

本町においても、日本社会が抱える様々な問題が波及しています。それに伴い、地域と家庭の結びつきの変化、個人のライフスタイル・価値観の多様化、地域における活動の縮小など、文化的、社会的活動に大きな影響を及ぼされています。

今後、こうした地域住民の生活課題や地域課題を解決するため、本町の住民が様々な活動を通して人と人との絆を育み、日々の暮らしに活力を与え、将来にわたり住み続けたいと思える地域を創造するため、社会教育、社会教育行政が大きな役割を担う必要があります。

第2節 計画の呼称及び期間

この計画は、第4次礼文町社会教育推進計画と称し、計画の期間は令和5年4月1日から5年間とします。

第3節 計画の構成について

この計画は、第1章から第4章からなり、第1章は計画策定に係る基本的事項の説明、第2章は計画の基本方針、上位計画との関連や領域別の推進目標を記載、第3章は各領域における現状と課題、施策の方向性等を記載しています。第4章は資料編として、文化財、埋蔵文化財、所管施設、関係団体等に関する情報などを集約しています。

第2章 計画の基本方針と推進目標

本計画の基本的な方針は、町民全てが目指すべき方向である町民憲章におき、第5次新礼文町まちづくり総合振興計画を最上位の計画と位置づけ、関連する諸計画との整合性を図ります。その上で基本目標、及び領域別推進目標を定め、計画を体系化した中で関連事業を実施していきます。

第1節 町民憲章

私たちは、日本海に映える清秀な礼文岳のもと、自然のめぐみ豊かな最北の島礼文の町民です。北国の荒波にいどみ、先人の拓いた海のまちを誇りとして、活力ある郷土の発展を願い、限らない前進をつづけるために、この憲章を定めます。

1. 力を合わせ 生産を高めて 豊かなまちをつくりましょう
1. きまりを守り 心のふれあう 明るいまちをつくりましょう
1. 自然を愛し 環境をととのえ 住みよいまちをつくりましょう
1. 教養をたかめ 情操ゆたかな 平和なまちをつくりましょう
1. 未来をみつめ 若い力をはぐくみ 伸びゆくまちをつくりましょう

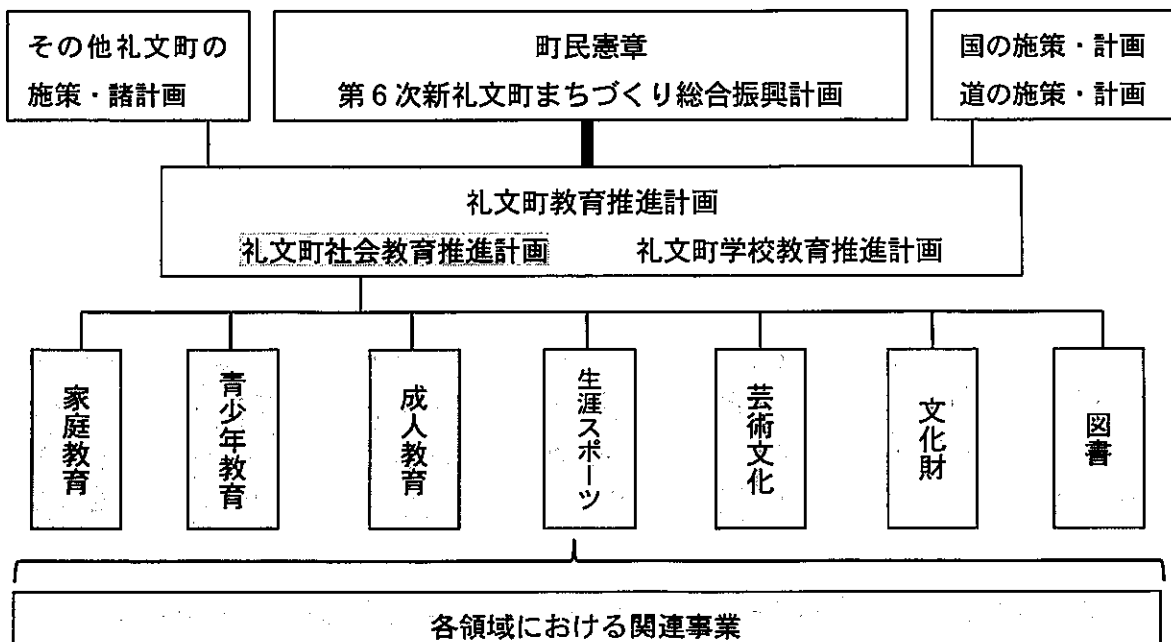
第2節 社会教育推進の基本方針

基本目標

『学校・家庭・地域の連携により、絆あふれる「れぶん」をつくる』

領域別推進目標

1. 家庭教育 【家庭と地域をつなぎ共に育つ活動の推進】
2. 青少年教育 【地域ぐるみの連携協働による活動機会の推進】
3. 成人教育 【地域の特色を生かした活動の推進】
4. 生涯スポーツ 【生涯スポーツ社会の実現に向けた基盤づくりの推進】
5. 芸術文化 【心豊かな暮らしを創造する芸術文化活動の推進】
6. 文化財 【島の宝とともに未来を目指す活動の推進】
7. 図書 【教養を身につけ豊かに生きるための読書活動の推進】



第3章 各領域の現状と課題、施策の方向性について

第1節 家庭教育

【現 状】

家庭は、全ての子供たちの人格形成にとって重要な場であり、常に子供の心の拠り所になる場所です。また、乳幼児期から親子の愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、子供の基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、家族の人間関係を基本としながら社会人として必要な資質を身に付ける重要な役割を果たすものです。

しかしながら、情報化社会の到来、または新型コロナウイルス感染症の影響等、家族間においても子供の心を支える人と人がつながる環境は大きな影響を受けており、本来他者との関わりを通じて養われる育ちが十分ではないことが指摘されています。

町内においては、都市部とは異なり、地域における人々とのつながりがまだ保たれており人々が子供たちを地域の子供として見守り支えているため、地域から孤立した家庭は少ないのが現状です。しかし、子育てに関する不安や負担感を感じている保護者も少なくなく、加えて保護者による我が子への過保護や過干渉などに伴い、本来子供が主体的に学べる場の効果を減じてしまうなどの状況が見受けられるなど家庭の教育力低下が危惧されています。

【課 題】

- ◇ 保護者の学習機会が不足している
- ◇ 子供及び保護者が主体的に体験できる場が不足している。
- ◇ 地域における親子間もしくは保護者間の交流の場が不足している

【施策の方向性】

推進目標：家庭と地域をつなぎ、共に育つ活動の推進

家庭教育は、教育の原点であり、全ての教育の出発点でもあります。子供たちの基本的な生活習慣や倫理観を身につけるうえで重要な役割を持ち、家庭教育の充実により子供の健全な育成が図ることができます。そのため、各家庭が家庭教育を自主的に取り組むことができる環境整備に努めるとともに、家庭教育を地域全体で応援する社会的気運を醸成することを目指して、家庭を取り巻く地域、学校等と連携協力することが求められています。

事業の実施に際しては、子供の成長段階に応じた適切な家庭教育が行えるよう、家庭教育講座や子育て経験者等との交流を図り、教育力向上の機会の創出とともに、家庭と地域とを繋ぐ活動の提供に努めます。

視 点	主となる取り組み
①家庭における教育力向上	家庭教育講座、子育て経験者との交流促進など
②親子共同体験機会の充実	自然環境等を活用した親子参加型講座など
③家庭と地域を繋ぐ機会提供	他家族との交流事業、地域行事など参加促進など

第2節 青少年教育

【現 状】

青少年期は、家庭から学校へ、親から友達へと生活空間や人間関係が変化する時期です。この時期において、様々な体験活動を通して、成功や失敗を繰り返しながら常に前向きな意欲を持って日々の生活を送ることは、大変重要なことであり、将来自立した社会人の基礎となる貴重な時期と言えます。

しかし、近年青少年を取り巻く環境が大きく変化し、いじめやひきこもり、インターネット等を悪用した犯罪の被害が深刻な問題となっています。次代を担う青少年が、心身ともに健康で社会において信頼と尊敬を得られる豊かな人間性と創造性を備えた人間に成長することは、全ての大人の願いであります。そのため、青少年が生き生きと活動できる安全で安心な環境づくりはもとより、教育活動や人との触れ合い、自然体験などを通じて人格を形成し、社会の一員として必要な資質を育み、健全育成が図られるよう、学校・家庭・地域・行政等がより強固な連携をすることが求められています。

町内においては、学校・家庭・地域と行政との連携が充実しているとは言いがたい状況であるため、今後はより連携・協力体制を整え、一体となった体験活動等の提供が必要であります。

【課 題】

- ◇ 学校・家庭・地域との連携体制が整っていない
- ◇ 学習・体験機会の提供および参加意欲の醸成が十分ではない
- ◇ 行事の過密化により休日の活動が重複している

【施策の方向性】

推進目標：地域ぐるみの連携協働による活動機会の推進

青少年教育は、青少年の自立性や社会性を育むために、様々な年齢・立場の人や社会と関わりを持ち、自己と社会についての多様な気づきや発見を経験することが重要です。このことから、青少年が様々な地域活動や社会活動に興味を持ち参加することは、主体性や感受性を高め、対人関係力や判断力など、豊かな心と生きる力を養い、自立への意欲を高めるために重要なものです。

事業の実施に際しては、地域の教育資源を積極的に活用し、対象年齢層に応じた多種多様な体験・共同プログラムを実施するとともに、学びの意欲を最大限引き出すことができるよう努めます。

また各世代間の交流事業等、学校や家庭・地域とより密接な連携・協力をし、より幅広い可能性を持った教育支援活動に努めます。

視 点	主となる取り組み
①関係機関との連携	学校運営協議会など
②意欲を引き出す活動の充実	自然・歴史を活用した活動、異世代交流活動など
③地域団体との連携の推進	学校活動、子供会活動、少年団活動等との連携など

第3節 成人教育

【現 状】

成人期は、家庭、地域、職場などあらゆる場面において中心的な役割を担っており、様々な学習を通じて知識や技術を身に付け、その役割を果たしていくことが求められます。急激に変化する社会の中で、豊かな生活を送るために、生活や仕事に役立つもの、教養を高め自己の向上を図るもの、社会や地域の課題を解決するものなど多様で高度な学習が必要とされます。

しかし、仕事や子育てなどで生活が多忙なことから、学習意欲はあっても自由になる時間が取れないなどの理由で、学習時間を確保しにくい現状があります。そのため、地域活動等への関わりが減少する傾向にあり、このことが地域への関心の低下、連帯意識の希薄化へとつながり、後継者不足や地域活動の停滞を招く要因の一つと考えられます。

また現在、地域の教育力を学校授業に生かす取り組みが推奨されているが、地域と学校の連携が十分ではない傾向が見受けられます。

町内においては、漁業・観光業に就く人々が多く、繁忙期は、事業への参加や活動場面が抑制されることが多く、学びの場への参加、または学校授業と連携しての個人の知識や技術を生かせる場の提供、それらを生かした地域づくり活動が十分ではありません。

【課 題】

- ◇ 活動ができる時期、時間に制限がある
- ◇ 学習ニーズが複雑化かつ潜在化している
- ◇ 学習成果を地域コミュニティに生かす仕組みづくりが十分ではない

【施策の方向性】

推進目標：地域の特色を生かした活動の推進

成人に対する教育的活動は、成人の経済的要求、社会人としての要求、個人的な関心と興味に基づいて行われるもので、その内容は、生活改善・教養・職業技術・レクリエーション等多方面にわたっていますが、それらを、ライフステージに応じて多様な場所や方法で学習し、職業生活やその他の社会における活動においてその成果を発揮することを経て、豊かな人間性を含む総合的な力が身につき、その成果を生かせる環境作りが必要となります。

事業の実施に際しては、複雑化・潜在化する学習ニーズを把握し、魅力ある学習プログラムの企画立案に努め、多様な学習機会を提供します。それに伴い、様々な人々が集い、楽しみ、無理なく継続的に活動することができる場を設定し、その中で各々が持つ知識や技術をいかすことにより、地域づくりやまちづくりへと繋がる機会の創出に努めます。また、年間行事等を集約した生涯学習カレンダーの配布など、多様な媒体での情報提供や、自主的学習グループの奨励など地域づくりの核の発掘と育成に努め、その成果を広く一般に周知していきます。

視 点	主となる取り組み
①学習・潜在化ニーズの把握	参加者アンケートの実施、実施時期時間等の把握など
②魅力ある学習機会の提供	年齢層に応じた学習講座の実施、成果発表機会の創出など
③団体及び個人での参加推進	学校教育活動を含む地域づくり活動の奨励・連携など

第4節 生涯スポーツ

【現 状】

健康で明るい生活を送ることは、世代を超えた町民共通の願いであり、これを支える柱の一つがスポーツです。スポーツによる様々な活動は、心身の健全な発達を促し、世代・性別を越えた交流の機会が提供され地域の一体感を醸成します。また、スポーツはすべての人々に大きな感動や楽しみ、活力をもたらすものであり、人格の形成、体力の向上、健康長寿の礎です。

しかし、多種多様な趣味嗜好が混在している現代において、運動をする意欲の低下、それに伴う子供の体力低下をはじめ、各年代における定期的なスポーツ活動の有無の二極化が進み、健康増進や生活習慣病の予防といった観点からも問題が指摘されています。

町内においては、スポーツ協会に加盟する諸団体が社会体育施設を利用して定期的な活動を行っているほか、個人においても体力づくりに勤しむ方の利用が見受けられます。また、少年団活動も活発であり、小学生の大半がいずれかの団体に属し活動を行っています。ただし、種目が限られているため、協会や団体に属さない人も多く、運動を定期的に行う町民とそうではない町民の二極化が見受けられます。また施設内設備の老朽化も進行しており、多様な年齢に応じたスポーツを気軽に親しむ環境の整備が十分とは言えません。

【課 題】

- ◇ 多種多様および潜在化するニーズを把握できていない
- ◇ 主体的に実施する意識が希薄化している
- ◇ 年齢や性別等にとらわれず、気軽にスポーツに親しむ機会が少ない

【施策の方向性】

推進目標：生涯スポーツ社会実現に向けた基盤づくりの推進

スポーツは人々が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で、必要不可欠なものとなっており、その重要性は一層高まっています。またスポーツを通じた町民相互の信頼と絆によって地域の交流を深め、町民の誰もが「いつでも」「どこでも」「いつまでも」スポーツに親しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現を目指す必要があります。そのためには、体力、年齢、技術等にあったスポーツを継続的に親しみ、地域における人々の交流が促進されるスポーツの意義とともにスポーツを通じた共生社会を目指す必要があります。

事業の実施に際しては、関係団体の定期的な活動を支援するとともに、誰もが気軽に楽しめるスポーツ講座の開催など、個人でも活動できる機会の提供に努めます。また、ニーズに応じてより専門性の高いスポーツ講座を開催することにより運動意欲・競技力向上を目指します。

視 点	主となる取り組み
① 気軽に参加できるスポーツ機会の充実	多種多様な魅力ある体験講座の開催、ニーズの把握など
② 運動を楽しむ機会の創出	運動意欲向上に関わるニーズの把握など
③ 競技意欲を高める機会の創出	管内・道内の有資格者による講座の開催、施設整備など

第5節 芸術文化

【現 状】

芸術文化は、創造性を育み、表現力を高め、多様性を感受できるなど、心豊かな活力ある社会の形成にとって重要な意義を持っています。人々に感動や安らぎ、生きる喜びをもたらして人生を豊かなものとすると同時に、社会全体を活性化させ、魅力ある社会を作り上げる力にもなります。また、物質的には豊かになった現在において芸術や文化を通して心の豊かさをより求めていくことが重要となっています。

しかしながら、少子高齢化の影響により、芸術文化団体等の会員減少や若い世代の文化活動への参加が少なくなっており、地域の芸術文化を支える基盤の弱体化に対する危機感が広がっています。

町内においては、離島という地理的な条件により、都市部に比べ気軽に芸術作品を鑑賞する機会が極端に少ないため、芸術文化に興味関心を引き寄せる場が不足していることや、郷土の伝統的な芸能文化等に親しむ機会も少なく、芸術文化活動を活性化させる機会が不足しています。

【課 題】

- ◇ 芸術文化に触れる機会が少なく、興味関心を引き寄せる場が不足している
- ◇ 芸術文化活動を体験する機会が不足している
- ◇ 芸術文化活動を支える人材が不足し、活動が停滞している

【施策の方向性】

推進目標：心豊かなくらしを創造する芸術文化活動の推進

芸術文化は、楽しく創造、表現する機会や場を増やすことにより全ての人々が楽しみや充実感を味わうとともに人と人が交流することにより豊かな人間関係の構図を図り、自分らしく生きていくための糧であるといえます。加えて、芸術文化に親しむ機会や場づくりを進めることにより日々の暮らしの中で身近に芸術文化に触れることがとても大切です。

事業の実施に際しては、多様な年齢層に応じた芸術作品等を鑑賞する機会を提供するとともに、日頃の文化活動の成果を発表する機会を創出していきます。また、芸術文化活動の裾野の拡大や底上げ、新規活動の育成の観点から、様々な芸術文化活動体験会の実施や、優れた感性を持つ人々を島内に招くことにより新たな文化活動を創造するきっかけ作りを進め、町民の豊かな感性や想像力を育成する機会を提供します。

視 点	主となる取り組み
①豊かな感性を育む活動の推進	多様な文化体験講座の実施など
②優れた芸術文化鑑賞機会の充実	著名人の招聘、新規活動の創出など
③芸術文化の担い手の育成	情報発信、優れた体験活動機会の提供など

第6節 文化財

【現 状】

文化財は、わが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできない国民的財産であり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。また、自然や社会環境の中で先人たちが営んできた生活の証であり、近年の科学技術の発展や社会問題の解決に向けた動きの中で、改めて注目されています。

町内には、国指定の重要文化財と天然記念物を筆頭に、北海道・礼文町の指定文化財や50箇所以上の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）などが存在しています。これらは、観光や教育の面で活用が期待されると同時に、町の歴史や文化を物語る存在であり、礼文町に誇りと愛着をもたらすもので、島の宝と呼ぶべき貴重な財産です。

しかし、現代の生活様式・価値観の多様化や過疎化に伴って、注目度の低下、伝統的行事の参加者減少、伝統的食文化の減退が顕著であり、未来への継承が難しくなっています。また、近年叫ばれる地方創生や持続可能性の面から再評価され得るものでありながら、町内での関心が高いとは言えません。

【課 題】

- ◇ 町内文化財の特色や希少性が認識されていない
- ◇ 文化財に親しみ身近に接する機会が少ない
- ◇ 伝統文化を継承するための担い手が不足している

【施策の方向性】

推進目標：島の宝とともに未来を目指す活動の推進

文化財は、礼文町がこれまで積み重ねてきた歴史や文化など、礼文町を特徴づける貴重な島の宝です。これらを活用・保護・保存することは、礼文町を理解し、郷土愛をはぐくみ、地域を未来へ繋ぎ、発展を促すために欠くことができません。そのため、町民が文化財に接する機会を充実させ、興味関心を呼び起こし、未来へつなぐことが求められます。

事業の実施に際しては、調査を通じてさらなる島の宝を見出し、礼文町の歴史や文化に触れるきっかけづくりに努めると同時に、より多くの島の宝を未来へ伝えるため保護します。また、町民が島の宝に触れる機会を展示などで創出しながら、様々な媒体で紹介・発信し、町民が島の宝に興味・関心を抱ける環境を目指します。

視 点	主となる取り組み
①文化財の保護・保存	町内文化財の調査、文化財パトロールの実施など
②文化財の積極的活用	講座、企画展示、ホームページによる周知など
③伝統文化の維持・継続	情報発信、担い手の育成など

第7節 図書

【現 状】

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生をより深く過ごす力をつけていく上で欠くことのできないものです。また、読書は教養を身につけ深めるために中心的な役割を果たし、読書習慣を身につけることは、一生の財産となり楽しみの基ともなります。

しかし、情報化の進展や多様なメディアの発達、普及などにより本町においても様々な年代において読書離れが危惧され、図書室利用者や蔵書貸出冊数が減少傾向も見られます。子どもたちの読書関しては、「礼文町子ども読書活動推進計画（H30）」を策定し、乳幼児から切れ目のない読書推進の支援や子どもたちが楽しみながら読書に親しむ機会の提供を行ってきました。

社会の変化や地域住民のニーズを把握し、BOOK 愛ランドれぶんを中心に町民がいつでも読みたい本を手にとったり、必要な資料を調べたりすることができる望ましい読書環境づくりに今後も努めていく必要があります。

【課 題】

- ◇ 積極的に読書をする人が少ない
- ◇ 読書活動推進に係る人材が不足している
- ◇ 図書室環境整備が不十分である

【施策の方向性】

推進目標：教養を身につけ豊かに生きるための読書活動の推進

読書活動は、様々な価値観に対する理解を促し、広い視野を与え、豊かな感性や表現力、想像力、共感性を育み人生をより深く過ごすうえで欠くことのできないものです。

事業実施に際しては、気軽に本が読めるよう充実した蔵書にするため道立図書館からの貸出支援を活用します。また、BOOK 愛ランドれぶんで行う読書活動を推進するイベントでは、町民のニーズを把握しながら家庭教育支援事業や成人教育などに関連づけながら参加者が主体的に参画できるような取り組みを努めます。

子どもの読書推進に関わっては、改定された推進計画に基づいて、子どもの視点に立った読書活動の推進を目指し、家庭、地域、学校と連携しながら社会全体で取り組みを進めていきます。

視 点	主となる取り組み
①読書環境の整備	図書室環境整備、蔵書の充実、道立図書館の活用
②読書機会の創出	読書推進事業実施、子どもたちが主体的に参画するイベント
③家庭での読書活動推進	親子の絵本読み聞かせ講座実施、ブックスタート

第4章 資料

◆社会教育事業年度・領域別実績一覧

年度	領域						
	家庭教育	青少年教育	成人教育	生涯スポーツ	芸術文化	文化財	図書
平成30年	親子でキャラづくり	放課後子供教室	生涯学習カレンダー製作	フラダンスセミナー	芸術鑑賞事業	バイカル北海道プロジェクト成果報告展	ブックスタート事業
	絵本読み聞かせ・お絵描き体験	学校支援地域本部	水中ドローン体験会		映画観賞会	浜中2遺跡現地説明会	販売・貸出利用促進事業
	マリオネット人形劇鑑賞		レーザークラフト体験会			礼文町指定文化財公開展示事業	BOOKまつり2018
令和元年	絵本読み聞かせ・工作体験	放課後子供教室	生涯学習カレンダー製作	フラダンスセミナー	芸術鑑賞事業	北宗谷の文化財普及活用事業	ブックスタート事業
	冬遊びファミリーキャンプ	学校支援活動	レーザークラフト体験会			船泊の歴史展・講演会	販売・貸出利用促進事業
			ニットカフェbyあむちょこ			礼文町指定文化財公開展示事業	BOOK感謝祭25th
令和2年		放課後子供教室	生涯学習カレンダー製作	ライザップ流ウェルネス講座		宗谷管内巡回展	ブックスタート事業
		学校支援地域本部					販売・貸出利用促進事業
		ジョイフルサタデー					読書のすすめ(無人貸出コーナー)
令和3年	絵本読み聞かせ・工作体験	放課後子供教室	生涯学習カレンダー製作	エルスポ第1章	芸術鑑賞事業	宗谷管内巡回展	ブックスタート事業
	スプリントクラブ	学校支援活動	もっともっと3Dプリンタ教室	フラダンスセミナー		古文書教室	販売・貸出利用促進事業
		ジョイフルサタデー	FUN LIFE CLUB(ダンス)				読書のすすめ(無人貸出コーナー)
令和4年	絵本読み聞かせ・工作体験	放課後子供教室	秋のハンドメイド教室①	トレーニングルーム活用法講習会	芸術鑑賞事業	宗谷管内巡回展	ブックスタート事業
	スプリントクラブ	学校支援活動	秋のハンドメイド教室②			礼文町指定文化財公開展示事業	販売・貸出利用促進事業
		ジョイフルサタデー	冬のハンドメイド教室				BOOKフェスティバル2022SUMMER

◆指定文化財一覧

国指定文化財

区分	名称	指定年月日
重要文化財	北海道船泊遺跡出土品	平成 25 年 6 月 19 日
天然記念物	礼文島桃岩一帯の高山植物群落	令和 4 年 3 月 15 日



道指定文化財

区分	名称	指定年月日
天然記念物	レブンアツモリソウ群生地	平成 6 年 6 月 3 日
有形文化財	礼文島出土の歯牙製女性像及び動物像	昭和 47 年 2 月 17 日



町指定文化財

区分	名称	指定年月日
有形文化財	上泊 3 遺跡出土遺物	平成 27 年 3 月 2 日
無形民俗文化財	四ヶ散米舞行列	平成 27 年 3 月 2 日
有形民俗文化財	巖島神社絵馬	平成 30 年 4 月 3 日
有形文化財	礼文神社関係資料	令和 2 年 3 月 31 日
有形文化財	イリナカ柳谷家関係資料	令和 3 年 3 月 1 日



◆埋蔵文化財包蔵地一覧

No.	遺跡名	種別	時代	備考
1	海馬島遺跡	包蔵地	オホーツク	
2	オシヨナイ遺跡	包蔵地	縄文中・後期	S8 名取武光氏調査
3	船泊遺跡	墳墓	縄文中・後期	S27 北海道大学調査、H10 教委調査
4	神崎遺跡	貝塚	縄文後期・続縄文	S27 北海道大学調査、H3 筑波大学調査
5	浜中1遺跡	貝塚	縄文後期 オホーツク期	S24 北海道大学調査
6	沼の沢チャシ跡	チャシ跡	アイヌ期	H17 開拓記念館測量調査
7	重兵衛沢遺跡	貝塚	縄文後期・続縄文	S8 名取武光氏調査
8	内路遺跡	包蔵地	続縄文 オホーツク	S24 早稲田大学調査
9	香深井1遺跡	集落跡	オホーツク・擦文	S43～47 北海道大学調査
10	元地遺跡	包蔵地	オホーツク	S45～46 北海道大学調査
11	トンナイ遺跡	包蔵地	続縄文	
12	上泊1遺跡	貝塚	縄文中～擦文	S24 北海道大学調査
13	スコトン遺跡	包蔵地	縄文後期	
14	沼の沢遺跡	集落跡	擦文	
15	西上泊遺跡	集落跡	続縄文	S24 新岡武彦氏調査
16	赤岩1遺跡	包蔵地	縄文	
17	赤岩2遺跡	包蔵地	縄文・続縄文	
18	赤岩3遺跡	包蔵地	オホーツク	
19	浜中2遺跡	貝塚	オホーツク	H3～4 筑波大学調査、H6～9 歴民博調査
20	水難諸霊の塔遺跡	包蔵地		
21	幌泊1遺跡	包蔵地		
22	幌泊2遺跡	包蔵地		
23	上泊2遺跡	包蔵地	続縄文	
24	東上泊遺跡	包蔵地		S59 北海道埋蔵文化財センター調査
25	起登臼遺跡	包蔵地	オホーツク	
26	香深井2遺跡	集落跡	続縄文	S24 早稲田大学調査、S44 北海道大学調査
27	香深井3遺跡	包蔵地	オホーツク	
28	香深井チャシ	チャシ跡	近世アイヌ期	
29	香深井4遺跡	包蔵地	続縄文?	

30	チャシウシ遺跡	包蔵地	オホーツク	S8 名取武光氏調査
31	トンナイチャシ跡	チャシ跡	近世アイヌ期	
32	差閉遺跡	包蔵地	続縄文	
33	知床尺忍小学校裏遺跡	包蔵地	旧石器・縄文	
34	知床川口遺跡	包蔵地	オホーツク	
35	桃岩遺跡	包蔵地		
36	上泊3遺跡	包蔵地	縄文中期・続縄文 続縄文	S59 北海道埋蔵文化財センター調査
37	上泊4遺跡	包蔵地	続縄文	S59 北海道埋蔵文化財センター調査
38	重兵衛沢2遺跡	貝塚	擦文 近世アイヌ期	S60 町教委調査
39	香深井5遺跡	集落跡	オホーツク・擦文 近世アイヌ期	H7~10 町教委調査
40	香深井6遺跡	包蔵地	オホーツク・擦文 近世アイヌ期	H10~11 町教委調査
41	香深井7遺跡	包蔵地	続縄文 オホーツク	
42	香深井8遺跡	包蔵地	縄文後期 オホーツク	H11 町教委調査
43	オシオンナイ2遺跡	貝塚	続縄文 オホーツク	H12 町教委調査
44	浜中3遺跡	集落跡	オホーツク	
45	浜中4遺跡	包蔵地		
46	浜中5遺跡	集落跡	縄文中期	
47	オシオンナイチャシ	チャシ跡	近世アイヌ期	S8 名取武光氏調査
48	鉄府稲穂ノ崎遺跡	包蔵地	続縄文・擦文	S8 名取武光氏調査、S24 早稲田大学調査
49	沼の沢2遺跡	集落跡	擦文	
50	沼の沢3遺跡	集落跡	オホーツク	
51	津軽町神社裏遺跡	包蔵地		
52	津軽川南岸遺跡	包蔵地	続縄文	
53	上泊5遺跡	包蔵地	続縄文	
54	上泊6遺跡	包蔵地		
55	久種湖北岸遺跡	包蔵地	オホーツク？	

◆社会教育所管施設一覧

名称	年度	施設状況
町民活動総合センター 愛称：ピスカ 21	H5	鉄筋コンクリート造 2 階建て 敷地面積 3,674.5 平方㍍ 建築面積 2,481.543 平方㍍ 延べ床面積 3,292.967 平方㍍ (1 階 2,256.723 平方㍍ 2 階 1,036.244 平方㍍ 郷土資料館 412.85 平方㍍) 多目的大ホール、調理実習室、会議室、工芸室、大研修室、小研修室、和室
総合体育館 愛称：潮騒ドーム	H9	鉄筋コンクリート造 2 階建て 敷地面積 7,182.12 平方㍍ 建物面積 3,750 平方㍍ (1 階 2,635 平方㍍、2 階 1,115 平方㍍) アリーナ (1,549 平方㍍、天井高 15 ㍍) サブアリーナ (377 平方㍍、天井高 5.3 ㍍) 事務室、会議室、研修室、幼児室、役員室、放送室、医務室、指導員室 トレーニングルーム、体力測定室、健康体力相談室、 ランニングコース (1 周 150 ㍍)
富士見ヶ丘スキー場	S61	総面積 14,000 平方㍍、ロープリフト 1、夜間照明、スキーハウス
久種湖畔スキー場	H6	総面積 8,000 平方㍍、ロープリフト 1、夜間照明、スキーハウス
BOOK 愛ランドれぶん	H5	110.24 平方㍍ (図書室 27.04 平方㍍、書店 83.2 平方㍍) 書店在庫 4,994 冊 図書室蔵書 11,900 冊 ※R3 棚卸より
自然体験公園	H16	2.0ha パークゴルフコース併設 管理棟、四阿



◆社会教育関係団体一覧

1 少年団体

区 分	単位団体	備 考
礼文町子供会育成会連絡協議会	1	
地域子供会	5	
礼文町スポーツ少年団本部	7	
野球スポーツ少年団	2	
剣道スポーツ少年団	2	
スキースポーツ少年団	1	
サッカースポーツ少年団	1	
バドミントンスポーツ少年団	1	
香深井子ども育成会	1	

2 青年団体

区 分	単位団体	備 考
香深漁業協同組合青年部	1	
船泊漁業協同組合青年部	1	
礼文町商工会青年部	1	
香深井青年会	1	
会所前新星会	1	

3 女性団体

区 分	単位団体	備 考
J F 香深女性部	1	
J F 船泊女性部	1	
礼文町商工会女性部	1	

4 高齢者団体

区 分	単位団体	備 考
礼文町老人クラブ連合会	2	
香深老人クラブ	1	
船泊老人クラブ	1	

5 P T A

区 分	単位団体	備 考
礼文町連合P T A	6	

6 文化団体

区 分	単位団体	備 考
礼文町文化協会	10	
(絵画)		
礼文油絵愛好会	1	
(書道)		
礼文書道会	1	
(郷土芸能)		
礼文太鼓保存会	1	
(華道・茶道)		
菅原社中	1	
(囲碁)		
囲碁愛好会	1	
(その他)		
アジサイの会	1	
カルタ愛好会	1	
ピアノ愛好会	1	
写真研究会	1	
四ヶ散米舞行列保存会	1	厳島神社祭典時の子ども行列

7 体育団体

区 分	単位団体	備 考
礼文町体育協会	14	
礼文町軟式野球連盟	1	
礼文町バスケットボール協会	1	
礼文町バレーボール協会	1	
礼文町バドミントン協会	1	
礼文町テニス協会	1	
礼文町スキー協会	1	
礼文町サッカー協会	1	
礼文町ミニバレーボール協会	1	
礼文町ソフトボール協会	1	
礼文町スノーボード協会	1	
礼文町剣道連盟	1	
礼文町パークゴルフ協会	1	
礼文町卓球協会（体育協会預かり）	1	

8 その他

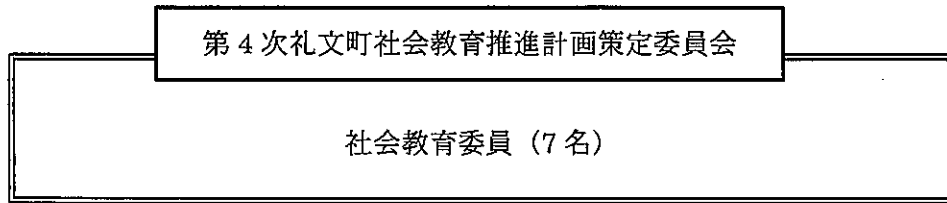
区 分	単位団体	備 考
礼文高等学校体育文化後援会	1	

◆社会教育関連計画策定の経緯

計画年度	計画内容
平成 3 年度～平成 7 年度	<p>礼文町社会教育中期計画</p> <p>【基本目標】 礼文町民憲章に基づき、豊かで・明るく・住み良い心のふれあう町づくりをめざし生涯学習の観点に立った社会教育の推進に努める</p> <p>【推進項目】</p> <p>①自らの啓発に努め、豊かな生活をつくる社会教育活動の推進</p> <p>②健康で、明るい生活を築くスポーツ活動の推進</p> <p>③心豊かに、潤いのある生活を培う文化活動の推進</p>
平成 8 年度～平成 12 年度	<p>生涯学習体系への移行準備期間として、社会教育事業については単年度により事業を計画</p>
平成 13 年度～平成 19 年度 (前期：平成 13～15 年度) (後期：平成 16～19 年度)	<p>礼文町社会教育中期計画</p> <p>【基本目標】 生涯教育とスポーツ文化活動に親しみ、心ふれあう潤いのある街をつくる</p> <p>【推進の重点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学習活動の輪を広げ、豊かな心開かれた人間関係を築き、未来に希望をもてる町づくりを目指す生涯学習の推進 2. 郷土に根ざした文化活動を継承し、個性のある創造豊かな文化活動の推進 3. 町内のニーズに対応する生涯スポーツ普及と広域的な活動の推進 4. 学社融合の取り組みと推進
平成 20 年度～平成 24 年度	<p>礼文町社会教育推進計画</p> <p>【基本目標】 互いに支え合い学び合い、新しい時代のふるさと「れぶん」をつくる (領域別推進目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭教育：和やかな環境のもと、親子のふれあいと絆を深める活動の推進 2. 幼児教育：心身の良好な発育を目指し、基礎的能力を身につける活動の推進 3. 少年教育：豊かな人間性を育み、地域が支える少年活動の推進 4. 青年教育：自立心を養い、未来を創造する青年活動の推進 5. 成人教育：新しい公共の観点に立った地域活動の推進 6. 女性教育：多様なライフスタイルに応じた地域活動の推進 7. 高齢者教育：心身ともに健康で、潤いのある生活を目指す活動の推進 8. 社会体育：誰もがいつでも気軽に楽しめる生涯スポーツ活動の推進 9. 芸術文化：郷土に根ざした魅力あふれる芸術文化活動の推進 10. 文化財：先人の遺産を守り、次世代へ継承する活動の推進 11. 施設の管理運営：適切な管理と利用者の目線に立った施設運営の推進
平成 25 年度～平成 29 年度	<p>第 2 次礼文町社会教育推進計画</p> <p>【基本目標】 多様な知識を育み、活力あるふるさと「れぶん」をつくる (領域別推進目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭教育：地域ぐるみで親と子の育ちを支える活動の推進 2. 青少年教育：多様な体験を通じ、生きる力を体得する活動の推進 3. 成人教育：まちづくりを担う多様な人材を育む活動の推進 4. 社会体育：心身の健康を保ち、暮らしに活力を与える活動の推進 5. 芸術文化：地域に根ざし、地域の魅力を伝える活動の推進 6. 文化財：地域の宝に親しみ、守り伝える活動の推進

<p>平成 30 年度～令和 4 年度</p>	<p>第 3 次礼文町社会教育推進計画</p> <p>【基本目標】主体的な学びと活動を経て、地域とつながる「れぶん」をつくる (領域別推進目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭教育：地域とつながり親と子の共育を支える活動の推進 2. 青少年教育：多様な体験を通して意欲を引き出す活動の推進 3. 成人教育：積極的な社会参加による地域づくり活動の推進 4. 生涯スポーツ：心身の健康増進と生きがいづくりの推進 5. 芸術文化：豊かな心を育む芸術文化活動の推進 6. 文化財：島の宝に愛着と誇りを持てる活動の推進 7. 図書：情操を高め多様な価値観を育む活動の推進
<p>令和 5 年度～令和 9 年度</p>	<p>第 4 次礼文町社会教育推進計画</p> <p>【基本目標】 学校・家庭・地域の連携により、絆あふれる「れぶん」をつくる (領域別推進目標)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 家庭教育：家庭と地域をつなぎ共に育つ活動の推進 2. 青少年教育：地域ぐるみの連携協力による活動機会の推進 3. 成人教育：地域の特色を生かした活動の推進 4. 生涯スポーツ：生涯スポーツ社会の実現に向けた基盤づくりの推進 5. 芸術文化：心豊かな暮らしを創造する芸術文化活動の推進 6. 文化財：島の宝とともに未来を目指す活動の推進 7. 図書：教養を身に着け豊かに生きるための読書活動の推進

◆第4次社会教育推進計画策定委員会の構成



第4次礼文町社会教育推進計画策定委員

委員長	藤田敏春	(礼文町社会教育委員)
副委員長	新山彦司	(礼文町社会教育委員)
委員	山口大輔	(礼文町社会教育委員)
	辻伸也	(礼文町社会教育委員)
	今井広子	(礼文町社会教育委員)
	山崎仙賀	(礼文町社会教育委員)
	古山美由紀	(礼文町社会教育委員)

事務局・・・礼文町教育委員会社会教育係

礼文町教育推進計画

令和 5年 3月

発行 / 礼文町教育委員会

〒097-1201

北海道礼文郡礼文町大字香深村字ワウシ 958 番地の 4

電話(0163) 86-2119 FAX(0163) 86-1790

E-mail gakkan@town.rebun.hokkaido.jp (学管)

syakyou@town.rebun.hokkaido.jp (社教)

U R L <http://www.town.rebun.hokkaido.jp/kyoiku/>